

# 短期入所生活介護「基準チェックシート」 (従来型)

点 検 年 月 日	
事 業 所 名	
法 人 名	
点 検 者 職 氏 名	
備 考	

## 【用語の定義】

法 . . . 介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令 . . . 指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

通知 . . . 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日 老企第25号)

条例 . . . 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年 札幌市条例第8号)

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
第1 基本方針	<p>指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業運営の方針は、上記の基本方針に沿ったものとなっていること。</li> <li>・運営規定、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないこと。</li> </ul>	適・否	法第73条第1項 条例第147条(令第120条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概況説明</li> <li>・定款、寄付行為等</li> <li>・運営規程</li> <li>・パンフレット等</li> </ul>
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定短期入所生活介護事業者が事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。		法第74条第1項 条例第148条第1項(令第121条第1項)	
(1) 医師	<p>1以上となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。</li> </ul>	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・勤務表</li> <li>・出勤簿</li> <li>・資格証の写し</li> </ul>
(2) 生活相談員	<p>常勤換算方法で、利用者の数を100で除して得た数以上となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の数は前年度の平均値とする。</li> <li>① 「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者延数を当該前年度の日数で除して得た数(小数点第2位以下は切り上げ)とする。</li> <li>② 新設(再開を含む)又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上ベッド数の90%を利用者数とし、6月以上1年未満の間は、直近の6月における利用者延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における利用者延数を1年間の日数で除して得た数とする。</li> <li>③ 減床の場合は、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者延数を延日数で除して得た数とする。</li> <li>・新規に指定を受ける場合は、適正な推定数による。</li> </ul> <p>常勤換算方法：(当該事業所の総従業者の1週間の勤務延時間数)÷(事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p>勤務延時間数：サービス提供、準備、待機時間を含む。</p>	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類</li> <li>・入所者数がわかる書類</li> <li>・出勤簿</li> <li>・養成機関修了証等</li> <li>・職員履歴書</li> </ul>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	生活相談員並びに介護職員及び看護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤であるか。 (ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。)	適・否	条例第148条第5項(令第121条第5項)	
(3) 介護職員又は看護職員	常勤換算方法で、利用者の数を3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適・否	条例第148条第1項(令第121条第3項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・出勤簿</li> <li>・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類</li> <li>・資格証の写し</li> </ul>
(4) 栄養士	<p>1以上となっているか。 (ただし、利用定員が40人を超えない事業所にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かなくとも差し支えない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。</li> </ul>	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・出勤簿</li> <li>・資格証の写し</li> </ul>
(5) 機能訓練指導員	<p>1以上となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。 (当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。)</li> <li>・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者とする。 (ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。)</li> <li>・併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。</li> </ul>	適・否	<p>条例第148条第1項(令第121条第1項)</p> <p>条例第148条第6項(令第121条第6項)</p> <p>平11老企25第3の八の1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務表</li> <li>・出勤簿</li> <li>・資格証の写し</li> </ul>
(6) 調理員その他の従業者	当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。	適・否	条例第148条第1項(令第121条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類</li> <li>・職員名簿</li> </ul>
(7) その他	指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記(1)～(6)の人員基準を満たしているものとみなして差し支えない。		条例第148条第7項(令第121条第7項)	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

(8) 利用者の数	従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均値としているか。	適・否	条例第148条第3項(令第121条第3項)	・入所者数の算定記録
2 特別養護老人ホームを利用する場合の従業者の員数	<p>・<b>特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ確認</b></p> <p>利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっているか。</p>	適・否	条例第148条第2項(令第121条第2項)	<p>・勤務表</p> <p>・出勤簿</p>
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	<p>・<b>特別養護老人ホーム等に併設の場合のみ確認</b></p> <p>併設事業所については、特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、上記第2の1「従業者の員数」に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。</p> <p>・ <u>医師、栄養士、機能訓練指導員</u> 併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可</p> <p>・ <u>生活相談員、介護職員又は看護職員</u> 特別養護老人ホーム等と併設事業所の員数の合計を、特別養護老人ホーム等と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。</p> <p>・ <u>看護職員数</u> 算定根拠となる入所者数等を施設と事業所のそれぞれについて 区分して行う。 (例)施設 50人→常勤換算 2人以上、事業所 10人→配置は義務ではない</p>	適・否	条例第148条第4項(令第121条第4項)	<p>・勤務表</p> <p>・出勤簿</p>
4 管理者	指定短期入所生活介護事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。)	適・否	条例第149条(令第121条)	<p>・勤務表</p> <p>・出勤簿</p>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

点 検 項 目	点 検 事 項	点 検 結 果	根 拠 法 令	点 検 書 類 等
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 利用定員等</p>	<p>指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。 また、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 (ただし、空床利用の場合は、この限りでない。) (また、併設事業所の場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えない。)</p> <p>なお、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、基準を満たしているものとみなして差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>法第74条第2項 条例第150条第1項(令第123条第1項)</p> <p>条例第150条第2項(令第123条第2項)</p> <p>条例第150条第3項(令第123条第3項)</p>	<p>・運営規定 ・入所者数がわかる書類 ・平面図</p>
<p>2 耐火建築物</p>	<p>(1) 事業所の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるか。  (ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第9号の3に規定する準耐火建築物でも差し支えない。)</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第151条第1項(令第124条第1項)</p>	<p>・建築確認書</p>
	<p>上記(1)が「否」の場合のみ確認</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、当該指定短期入所生活介護の建物について市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災発生時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>①スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室その他の火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ②非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ③避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第151条第2項(令第124条第2項)</p>	



短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	(5) 居室、食堂、機能訓練室、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けているか。 (ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。)	適・否		
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供前に利用申込者又はその家族に対し、以下の説明等を行っているか。 ・運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 ・サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	法第74条第2項 条例第152条(令第125条)	・運営規程 ・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関する記録 ・重要事項説明書 ・契約書
2 指定短期入所生活介護の提供の開始及び終了	(1) 下記の理由により、一時的に居室において日常生活を営むことに支障がある者を対象に、サービスを提供しているか。 ・利用者の心身の状況 ・その家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由 ・利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るため	適・否	条例第153条第1項(令第126条第1項)	・利用申込受付簿 ・サービス提供依頼書
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	適・否	条例第153条第2項(令第126条第2項)	
3 提供拒否の禁止	指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んでないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  提供を拒むことのできる正当な理由とは ① 当該事業所の現員では対応しきれない。 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③ 適切なサービスを提供することが困難である。	適・否	条例第168条準用(第10条)(令第140条準用(第9条)) 準用(平11老企25第3の1の3(2))	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所生活介護事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ・上記に該当する場合は、利用申込者に対する他の事業者への紹介を必ず行ってください。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第11条)(令第140条準用(第10条))	・サービス提供依頼書
5 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	条例第168条準用(第12条第1項)(令第140条準用(第11条第1項))	・サービス提供票 ・利用者に関する記録

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第12条第1項)(令第140条準用(第11条第2項))	
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・ 必要な援助とは ① 要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ② 利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第13条第1項)(令第140条準用(第12条第1項))	・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第13条第2項)(令第140条準用(第12条第2項))	
7 心身の状況等の把握	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  ・ 利用者の状況把握した場合、その内容を記録してください。	適・否	条例第168条準用(第14条)(令第140条準用(第13条))	・ 利用者に関する記録 (・ 居宅支援経過) (・ サービス担当者会議の要点)
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。  「施行規則第64号第一号イ又はロに該当する利用者」とは、 ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ② その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第16条)(令第140条準用(第15条))	・ 利用者の届出書 ・ 居宅サービス計画書 (1)(2)



短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った介護サービスを提供しているか。	適・否	条例第168条準用(第17条)(令第140条準用(第16条))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス計画書(1)(2)</li> <li>・週間サービス計画表</li> <li>・短期入所生活介護計画書</li> <li>・サービス提供票</li> <li>・利用者に関する記録</li> </ul>
10 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供日及び内容等について、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載しているか。	適・否	条例第168条準用(第20条第1項)(令第140条準用(第19条第1項))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・居宅サービス計画</li> <li>・業務日誌</li> </ul>
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	条例第168条準用(第20条第2項)(令第140条準用(第19条第2項))	
11 利用料等の受領	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用者負担額(例 1割分)の支払を受けているか。	適・否	条例第154条第1項(令第127条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供票、別表</li> <li>・領収証控</li> <li>・運営規程(利用料その他の費用の確認)</li> </ul>
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。  ※法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合 ・ 10割相当額の支払いを受けているか。	適・否  該当なし	条例第154条第2項(令第127条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文書</li> <li>・同意に関する文書</li> </ul>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

11 利用料等の受領	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用                  ② 滞在に要する費用                  ③ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用                  ④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用                  ⑤ 送迎に要する費用(指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)                  ⑥ 理美容代                  ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(特別な居室)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員が1人又は2人であること。</li> <li>・ 特別な居室の定員の合計が当該施設の利用定員の概ね5割を超えないこと。</li> <li>・ 利用者1人当たりの床面積が10.65㎡以上であること。</li> <li>・ 居室の施設、設備等が支払いを受けるのにふさわしいものであること。(利用者のプライバシー確保のための設備、個人用の私物の収納設備、状況に応じた個人用の照明設備)</li> <li>・ 居室の提供が、利用者への情報提供を前提として利用者の選択によるものであり、サービス提供上の必要性から行われるものでないこと。</li> <li>・ 費用の額が運営規程に定められていること。</li> </ul> <p>(その他の日常生活費)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> <li>・ 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用</li> </ul>	適・否	条例第154条第3項(令第127条第3項)
	<p>(4) 上記①から④までに掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)」及び「厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等(平成12年厚生省告示第123号)」の定めるところによるものとしているか。</p>	適・否	条例第154条第4項(令第127条第4項)
	<p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、(3)①から④までに掲げる費用に係る同意は、文書により得ているか。</p>	適・否	条例第154条第5項(令第127条第5項)
	<p>(6) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、領収書を交付しているか。</p>	適・否	法第41条第8項

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	<p>(7) 指定短期入所生活介護事業者は、領収書に指定短期入所生活介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、以下の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 領収証に費用区分を明確にしているか。</li> <li>① 基準により算定した費用の額又は現に要した費用</li> <li>② 食事の提供に要した費用</li> <li>③ 滞在に要した費用</li> <li>④ その他の費用(個別の費用ごとの区分)</li> </ul>	適・否	施行規則第65条	
12 保険給付の請求のための証明書の交付	<p>指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	適・否 該当なし	<p>条例第168条準用(第22条)(令第140条準用(第21条))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供証明書(控)</li> <li>(介護給付費明細書代用可)</li> </ul>
13 指定短期入所生活介護の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況その他の利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。</p> <p>「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。</p> <p>(3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</li> </ul>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第155条第1項(令第128条第1項)</p> <p>条例第155条第2項(令第128条第2項)</p> <p>平11老企25第3の八の3(4)の①</p> <p>条例第155条第3項(令第128条第3項)</p> <p>平11老企25第3の八の3(4)の②</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ 処遇に関する日誌</li> <li>・ 短期入所生活介護計画書</li> <li>・ 行事・日課予定表</li> <li>・ 身体拘束に関する記録</li> </ul>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	<p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体的拘束等)を行っていないか。</p> <p>(身体拘束の対象となる具体的行為)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> <li>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> <li>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。</li> <li>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</li> <li>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</li> <li>⑥ 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</li> <li>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。</li> <li>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。</li> <li>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</li> <li>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</li> <li>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</li> </ol>	適・否	<p>条例第155条第4項(令第128条第4項)</p> <p>平13老発155(身体拘束ゼロへの手引き)</p>	
	<p>(5) 指定短期入所生活介護事業所の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っているか。</p> <p>そのため、管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど、意識啓発に努めているか。</p>	適・否	平13老発155の2,3	
	<p>(6) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束廃止委員会」などを設置し、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成しているか。</p> <p>(改善計画に盛り込む内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業所内の推進体制</li> <li>② 介護の提供体制の見直し</li> <li>③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き</li> <li>④ 事業所の設備等の改善</li> <li>⑤ 事業所の従業者その他の関係者の意識啓発のための取組</li> <li>⑥ 利用者の家族への十分な説明</li> <li>⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</li> </ol>	適・否	平13老発155の3,5	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	<p>(7) 指定短期入所生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>なお、記録に当たっては「身体拘束ゼロの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」等を参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>	適・否 身体拘束の実施なし	条例第155条第5項(令第128条第5項) 平13老発155の6	
	<p>(8) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>・ 前回の評価はいつ実施したか(実施日を記載してください→) ※本市で作成した「事業所評価表」を用いるなどして、年1回以上は実施すること。</p>	適・否  年 月 日	条例第155条第6項(令第128条第6項)	
14 短期入所生活介護計画の作成	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。</p>	適・否	条例第156条第1項(令第129条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所生活介護計画書</li> <li>・ 居宅サービス計画書</li> </ul>
	<p>(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成されているか。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p>	適・否	条例第156条第2項(令第129条第2項) 平11老企25第3の八の3(5)の②	
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p>	適・否	条例第156条第3項(令第129条第3項)	
	<p>(4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を記載した書面を利用者に交付しているか。</p>	適・否	条例第156条第4項(令第129条第4項)	
15 介護	<p>(1) 利用者に対する介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。</p>	適・否	条例第157条第1項(令第130条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所生活介護計画書</li> <li>・ 利用者台帳</li> </ul>
	<p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>・ 入浴前に健康チェックを行っているか。</p>	適・否  適・否	条例第157条第2項(令第130条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴に関する記録</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> <li>・ 勤務体制表</li> <li>・ 勤務に関する記録</li> </ul>
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。</p>	適・否	条例第157条第3項(令第130条第3項)	
	<p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p>	適・否	条例第157条第4項(令第130条第4項)	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)～(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適・否	条例第157条第5項(令第130条第5項)	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 ・ 夜間を含めて適切な勤務体制を定めているか。	適・否 適・否	条例第157条第6項(令第130条第6項)	
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適・否	条例第157条第7項(令第130条第7項)	
16 食事	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。 また、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を取ることを支援しているか。	適・否	条例第158条(令第131条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 献立表</li> <li>・ 嗜好に関する調査</li> <li>・ 残食(菜)の記録</li> <li>・ 業者委託の場合契約書</li> <li>・ 検食に関する記録</li> </ul>
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の②	
	(3) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降としているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の③	
	(4) 食事調理を第三者に委託している場合 栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について、事業者自らが行うなど、当該事業所の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容になっているか。	適・否 委託していない	平11老企25第3の八の3(7)の④	
	(5) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事に的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連携が十分とられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑤	
	(6) 利用者に対しては適切な栄養食事相談を行っているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑥	
	(7) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(7)の⑦	
17 機能訓練	指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。 ・ 日常生活の中での訓練、レクリエーション、行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。	適・否	条例第159条(令第132条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練に関する計画</li> <li>・ 訓練に関する日誌</li> </ul>
18 健康管理	指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	適・否	条例第160条(令第133条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護に関する日誌</li> <li>・ 利用者に関する記録</li> </ul>
19 相談及び援助	指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否	条例第161条(令第134条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 利用者に関する文書</li> <li>・ 相談簿等</li> </ul>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、事業所に教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	適・否	条例第162条第1項(令第135条第1項)	・事業計画(報告)書 ・現場確認・設備台帳等
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	適・否	条例第162条第2項(令第135条第2項)	・利用者に関する文書
21 緊急時等の対応	(1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。  ・緊急時の主治医等への連絡先、連絡方法が一覧表等にまとめるなど、整備されているか。	適・否  適・否	条例第163条(令第136条)	・運営規程 ・利用者に関する書類 ・契約書
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適・否	平11老企25第3の八の3(12)の②	
22 利用者に関する市町村への通知	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第27条)(令第140条準用(第26条))	・市町村に送付した通知に係る記録
23 管理者の責務	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行っているか。	適・否	条例第168条準用(第56条)(令第140条準用(第52条第1項))	・組織図 ・運営規程 ・職務分担表
	(2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適・否	条例第168条準用(第56条)(令第140条準用(第52条第2項))	・業務報告書、業務日誌等
24 運営規程	指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ その他運営に関する重要事項 なお、⑨の重要事項として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	適・否	条例第164条(令第137条)  平11老企25第3の八の3(13)の⑤	・運営規程 ・指定申請、変更届写

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>・引継がでる勤務体制となり、引継ぎ方法が周知されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を明確にしているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第168条準用(第108条)(令第140条準用(第101条第1項))</p> <p>平11老企25第3の八の3(15)</p>	<p>・就業規則</p> <p>・運営規程</p> <p>・雇用契約書</p> <p>・勤務表</p>
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。(調理、洗濯、清掃、その他)</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>・毎年、研修計画を立てているか。</p> <p>・前年度は年何回内部研修を実施したか。</p> <p>・前年度は年何回外部研修に職員が参加したか。</p> <p>※外部研修に参加することも積極的にご検討ください。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p> <p>( )回</p> <p>( )回</p>	<p>条例第168条準用(第108条)(令第140条準用(第101条第2項))</p> <p>条例第168条準用(第108条)(令第140条準用(第101条第3項))</p>	<p>・業務委託契約書</p> <p>・研修受講修了証明書</p> <p>・研修計画・出張命令</p> <p>・研修会資料</p>
26 定員の遵守	<p>指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>① 空床利用型の場合、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>② ①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数</p> <p>・定員超過のやむを得ない事情</p> <p>① 災害</p> <p>② 虐待</p> <p>③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合</p> <p>④ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第165条(令第138条)</p>	<p>・利用者名簿</p> <p>・運営規程</p>
27 地域等との連携	<p>指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>条例第166条(令第139条)</p>	<p>・地域交流に関する記録</p>



短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

28 非常災害対策	<p>指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくともよいとされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。</p>	適・否	<p>条例第168条準用(第110条)(令第140条準用(第103条))</p> <p>準用(平11老企25第3の六の3(6))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防計画</li> <li>・ 訓練記録</li> <li>・ 消防署の検査記録</li> </ul>
29 衛生管理等	<p>(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。</p> <p>(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	適・否	<p>条例第168条準用(第111条)(令第140条準用(第104条第1項))</p> <p>条例第168条準用(第111条)(令第140条準用(第104条第2項))</p> <p>準用(平11老企25第3の六の3(7)の①)</p> <p>準用(平11老企25第3の六の3(7)の③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受水槽の清掃記録等</li> <li>・ 定期消毒の記録等</li> <li>・ 衛生マニュアル</li> <li>・ 食中毒防止等の研修記録等</li> <li>・ 保健所の指導の記録</li> <li>・ 現場を確認</li> </ul>
30 掲示	<p>指定短期入所生活介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>・ 掲示物は、最新のものとなっているか。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第168条準用(第34条)(令第140条準用(第32条))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示物</li> </ul>
31 秘密保持等	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>・ 秘密保持のための必要な措置を講じているか(例えば雇用時に誓約書をもらっている)。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第168条準用(第35条)(令第140条準用(第33条第1項))</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業時の取り決め等の記録</li> <li>・ 利用者(家族)の同意書</li> </ul>

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	<p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>※従業者が、当該事業所の従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき措置を講じていること。</p>	適・否	<p>条例第168条準用（第35条）（令第140条準用（第33条第2項））</p>	<p>・実際に使用された文書等（会議資料等）</p>
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により、それぞれから同意を得ているか。</p> <p>・利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。</p> <p>※利用者家族の個人情報を用いることが多々あると思います。当該家族からの同意を漏れなく得るよう to してください。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第168条準用（第35条）（令第140条準用（第33条第3項））</p>	
	<p>(4) 個人情報保護方針や個人情報保護規程の整備など、個人情報保護に関する措置を講じているか。</p>	適・否	<p>個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン</p>	
32 広告	<p>指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはいないか。</p> <p>・広告の内容が運営規程等と整合しているか。</p>	適・否	<p>条例第168条準用（第36条）（令第140条準用（第34条））</p>	<p>・パンフレット等</p> <p>・ポスター等</p> <p>・広告</p> <p>・運営規程等</p>
33 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定短期入所生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p>	適・否	<p>条例第168条準用（第37条）（令第140条準用（第35条））</p>	
34 苦情処理	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業者は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。</p> <p>・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。</p>	<p>適・否</p> <p>適・否</p>	<p>条例第168条準用（第38条）（令第140条準用（第36条第1項））</p> <p>準用（平11老企25第3の1の3(23)の①）</p>	<p>・運営規程</p> <p>・掲示物</p> <p>・苦情に関する記録</p> <p>・指導等に関する記録</p>
	<p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	適・否	<p>条例第168条準用（第38条）（令第140条準用（第36条第2項））</p>	
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p>	適・否	<p>準用（平11老企25第3の1の3(23)の②）</p>	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第38条)(令第140条準用(第36条第3項))	
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を当該市町村に報告しているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第38条)(令第140条準用(第36条第4項))	
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第38条)(令第140条準用(第36条第5項))	
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第38条)(令第140条準用(第36条第6項))	
35 相談援助事業等への協力	指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第38条)(令第140条準用(第36条の2))	・苦情に関する記録
36 事故発生時の対応	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は本市及び当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	条例第168条準用(第39条)(令第140条準用(第37条第1項))	・事故対応マニュアル ・事故記録
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否	条例第168条準用(第39条)(令第140条準用(第37条第2項))	
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を速やかに賠償しているか。	適・否 該当なし	条例第168条準用(第39条)(令第140条準用(第37条第3項))	
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否	準用(平11老企25第3の1の3(24)の③)	
37 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。  ※併設して他サービスも運営している場合は、サービスごとに会計を区分すること。	適・否	条例第168条準用(第40条)(令第140条準用(第38条))	

短期入所生活介護「基準チェックシート」(従来型)

	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	・会計関係書類
38 記録の整備	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、次項に定めるもののほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。	適・否	条例第167条（令第139条の2第1項）	・従業者名簿 ・履歴書等 ・設備台帳
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録	適・否	条例第167条（令第139条の2第2項）	・備品台帳 ・会計関係書類
	④ 基準第27条の規定による市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録 ⑦ 短期入所生活介護従業者の勤務の体制及び実績に関する記録  (基準第27条に規定する市町村へ通知する場合：利用者が正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。)	適・否		・短期入所生活介護計画書 ・利用者個々の介護記録 ・緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
	(3) 上記の(2)に掲げる記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日まで保存しているか。 ① (2)の①・②に掲げる記録→ その完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日 ② (2)の③～⑥までに掲げる記録→ その完結の日から2年を経過した日 ③ (2)の⑦に掲げる記録→ 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日	適・否		・市町村への通知に係る記録